

平成30年6月 吉日

関係各位様

株式会社 LIXIL沖縄販売

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会による防火設備認定(通則的認定)の運用の
停止を受けてのご案内

謹啓 貴社におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社商品をご採用
賜り厚くお礼申し上げます。

さて平成30年3月31日(一社)カーテンウォール・防火開口部協会より平成31年3月31日をもって
ビル用防火設備及び複合防火設備の通則的認定の運用を停止することが通知されました。

弊社におきましては、この通知に従い、ビル用防火設備及び複合防火設備の通則的認定の
運用停止後は、弊社が取得した大臣認定品でのお取引となります。

但し、平成31年3月31日までに通則的認定品にてご契約いただいた物件については、
通則的認定品をご使用いただけます。

皆様へは大変ご心配おかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【別添資料】

1. ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について(抜粋)
2. 商品ラインナップ パンフレット

ご不明な点は、弊社担当者までお問い合わせください。

【本件に関する問い合わせ窓口】

株式会社 LIXIL沖縄販売

営業部 市場開発G

住所 沖縄県宜野湾市大謝名 237-1

TEL 098-897-8511



【別添資料】

1. ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について(抜粋)
平成30年3月31日付にてカ・防協より発信された文書を抜粋しています。

抜粋版

カ防協発 第1803号
平成30年3月31日

株式会社LIXIL
会員代表者 殿

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
会長 白井 春雄



ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について

謹啓 貴社におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて建築基準法において防火設備の規定が整備された平成12年以降、当協会はビル防火戸に係る国土交通大臣認定の通則的運用を進めてまいりました。しかしながら、こうした通則的運用において、アルミニウム合金製引き窓(アルミ樹脂複合構造)について大臣認定仕様と異なる仕様の製品が販売されていたことが、平成22年10月から平成23年3月にかけて判明したことを受けて、当協会では、ビル防火戸の通則的運用を停止し、各会員企業において大臣認定(個別認定)を取得する方針を定めて、その準備を進めてまいりました。

今般、各会員企業における個別認定の取得に関する準備が整ったことから、平成31年3月31日をもってビル防火戸の通則的運用を停止することを弊協会理事会にて決定いたしました。

尚、原則として平成31年3月31日までに通則的運用に基づく認定品にてご契約いただいた物件については、通則的運用に基づく認定品をご使用いただけます。

後日改めて詳細をご案内いたします。

会員企業・団体の皆様には、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

下記に運用停止防火戸及び停止後の取扱について記載いたしました。

謹白

記

1. 運用を停止する防火戸

- 1) アルミニウム合金製防火戸(EB-9101~9108)
- 2) 複層ガラス入アルミニウム合金製折りたたみ戸(EB-0275)
- 3) 耐熱板ガラス入り鋼製防火戸(EB-9131~9133)
- 4) 木質系開き戸(EB-9141)
- 5) 複合防火設備(CAS-0259~0262)

2019年4月からビル防火設備は、 通則的認定から個別認定制度に変わります

2019年3月31日をもって(一社)カーテンウォール開口部協会(力防協発 第1803号)によりビル防火戸の通則的の運用を終息することが決定いたしました。

防火設備の規定

建築基準法 第2条 九の二 ㊦

《防火設備の規定》

遮炎性能に関して、法令で定める技術的基準に適合するもの

国土交通大臣の認定を受けたもの
【性能規定】大臣認定

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの
【仕様規定】建設省告示(例示仕様)
例：鉄扉

通則的認定品

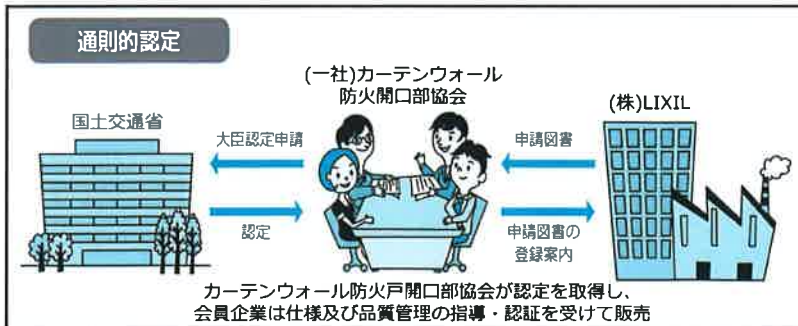
国土交通大臣が認定した仕様によるもの

移行

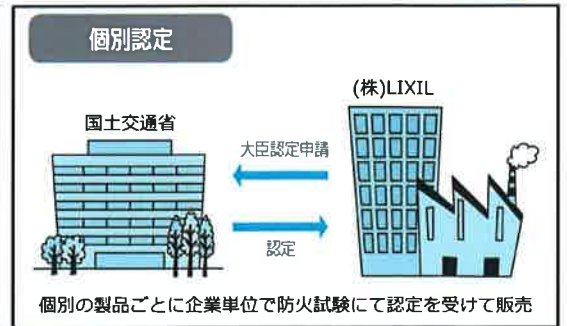
個別認定品

遮炎性能試験(防火試験)により認定されたもの

現在



今後



仕様の範囲

認定仕様書の範囲で
申請・確認されているもの

試験体の仕様書のみ
(一品一様)

例えば・・・

部品	材質等の規定	試験体の仕様書のみ(位置・サイズ制限)
ガラス	網入り・耐熱板ガラス ※JISR3209(複層ガラスのJIS規格)に適合したもの	試験体の仕様のみ (ガラスの種類・板厚・構成などの制限)

防火設備の規定

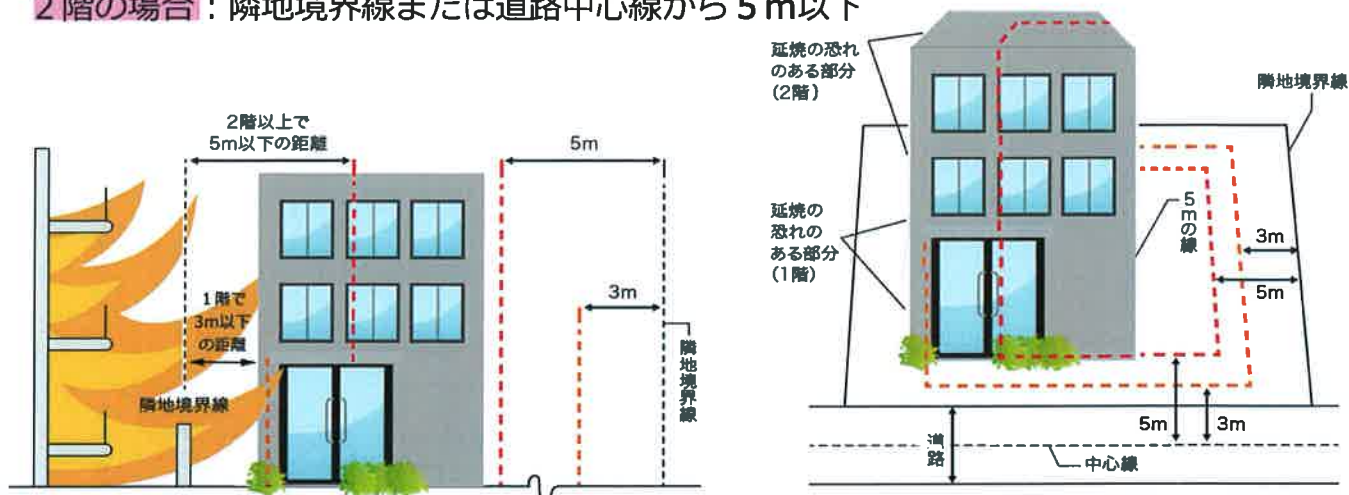
防火地域 準防火地域の建物の場合

延焼の恐れがある開口部に、
「防火設備」の使用が義務づけられています。

〈防火設備を使用しなければならない場所〉

1階の場合：隣地境界線または道路中心線から3m以下

2階の場合：隣地境界線または道路中心線から5m以下



商品ラインナップ(予定)

単窓

品種	引違い窓	FIX窓	たてすべり出し窓	すべり出し窓	内倒し窓	排煙外倒し窓	排煙内倒し窓	框ドア
商品名								
PRO-SE	●	●	●	●	●	●	●	●
PRO-SE・RF	●	●		●	●			●
PRESEA-H	●	●	●					●

段窓

品種	引違い窓/ 引違い窓	引違い窓/ FIX窓	FIX窓/ FIX窓	たてすべり出し窓/ FIX窓	排煙外倒し窓/ 引違い窓	FIX窓/ 引違い窓	排煙外倒し窓/ FIX窓
商品名							
PRO-SE	●	●	●	●	●	●	●
PRO-SE・RF							
PRESEA-H			●	●			